

厚生労働省
和歌山労働局発表
平成25年3月1日

担	厚生労働省和歌山労働局 労働基準部監督課
当	課長 友住弘一郎 監察監督官 坂上 尚弘 電話 073-488-1150

平成23～24年度 幼稚園・学校等の教育業に対する監督指導結果について ～教育業の事業場の76.3%が法違反～

和歌山労働局（局長 かんだよしみ 神田義宝）では、和歌山労働局及び管内の5つの労働基準監督署において平成23～24年度に実施した、教育業^{*}事業場76件に対する監督指導結果を取りまとめた。

この結果、2年間に対し監督指導を実施した事業場のうち、76.3パーセントにのぼる58件の事業場において、労働基準法、労働安全衛生法などの労働基準関係法令違反が認められたことが判明した。

主な違反内容は、労働者の雇入れ時に労働条件を明示していない、労働時間管理を適正に行っていない、定期健康診断等を実施していない、割増賃金を適正に支払っていない、就業規則を整備していない、等であった。

和歌山労働局では、今後も引き続き、労働関係法令上の問題があると認められる事案に対しては、迅速かつ的確な監督指導を実施していくとともに、法定労働条件確保のための周知・啓発を行っていくこととしている。

※幼稚園、小・中・高等学校、大学、専修学校、各種学校、予備校、自動車教習所、学習塾等を含む。

1 教育業に対する監督指導結果の概要

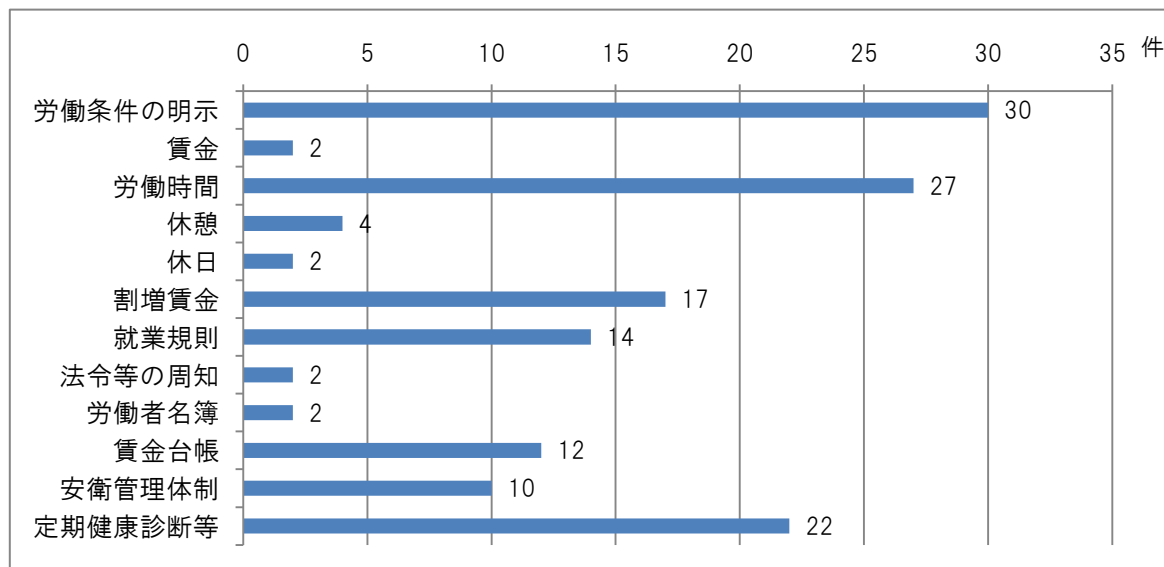
和歌山労働局では、平成23～24年度に教育業事業場を重点とした監督指導を実施した。この結果、2年間で76件（平成25年2月15日現在）の事業場に監督指導を実施し、うち58件（76.3%）の事業場に対し何らかの法違反にかかる是正指導を行った。

今回の重点指導は、平成22年度に実施した教育業事業場を対象とした自主点検において、68.9%で何らかの問題がみられたことを受けたものである。

2 内容別違反状況

法違反が多く認められた事項は、労働者の雇入れ時に労働条件を適正に明示していない（30件・39.5%）、時間外労働など労働時間管理を適正に行っていない（27件・35.5%）、定期健康診断等の実施や実施後の措置を適切に行っていない（22件・28.9%）、割増賃金を適正に支払っていない（17件・22.4%）、就業規則を作成・整備していない（14件・18.4%）等であった。

主要事項別の違反件数（平成23～24年度）



事項別の主な違反事例

事項	主な違反事例
労働条件の明示 (労基法 15 条)	・学習塾において、労働契約を締結する際に、賃金・労働時間等の主要な労働条件を書面の交付により明示していない。
労働時間 (労基法 32 条)	・私立幼稚園において、労使協定の締結・届出をすることなく法定労働時間（1週40時間又は1日8時間）を超えて労働させている。 ・自動車学校において、労使協定の範囲を超えた長時間の時間外労働をさせている。
割増賃金 (労基法 37 条)	・労働時間の適正な把握がされず、時間外労働に対して法定の割増賃金を支払っていない。また割増賃金の基礎となる賃金に、手当等必要な賃金を算入していない。
就業規則 (労基法 89 条)	・学習塾において、10人以上の労働者を使用するのに、就業規則を作成していない。 ・変更した就業規則を労働基準監督署長に届け出していない。
賃金台帳 (労基法 108 条)	・賃金台帳を調整していない。 ・労働時間数、時間外労働の手当額等の必要事項を賃金台帳に記入していない。
安衛管理体制 (安衛法 12・13・18 条等)	・50人以上の労働者を使用する事業場において、衛生管理者や産業医を選任していない。 ・学校法人において、健康障害防止等について調査審議する衛生委員会を開催していない。
定期健康診断等 (安衛法 66 条等)	・学習塾において、1年以内ごとに1回、定期健康診断を行っていない。